

4月1日から ごみの収集方法が変わります！

今月号では、4月から始まる町別の新しいごみの収集日程を次のページに掲載しています。容器包装プラスチックごみの収集が、隔週から毎週の収集に変更になることに伴い、他のごみの収集日程も変更になっている町もありますので、お住まいの地域のごみの収集日程を確認してください。

◀◀◀ 次のページで収集日程を確認！

あなたは大丈夫？

ごみを出す上で、次の3点は処分時に大変危険です。分別は特に注意をお願いします。

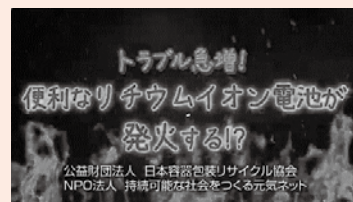
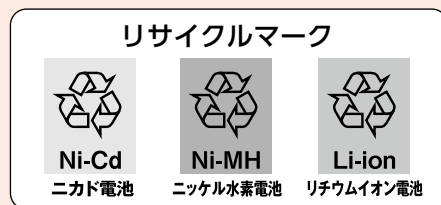
そのごみの出し方、危険！

1 小型充電式電池を可燃ごみ・容器包装プラスチックごみなどに入れないで！

右のリサイクルマークをご存じですか？

これは、充電式の家電などに記載されているマークで、その家電にどの種類の小型充電式電池が使われているかを示すものです。

この小型充電電池が付いた製品が可燃ごみや容器包装プラスチックごみに混入していると、ごみを処理する行程で加わる圧縮や強い衝撃のほか、水分などで濡れるなどして発火します。その結果ごみ処理施設で火災が発生し、長期間施設が使用不能になるといった事故が全国的に問題になっています。このような惨事を起こさないために、小型充電式電池を使用した製品は必ず資源ごみに出すか、50cm以上のものは粗大ごみとしてクリーンセンターに搬入してください。



リチウムイオン充電電池が原因で火災になった例の動画（YouTube）

2 スプレー缶は穴を開けないで！

スプレー缶類は、これまで穴を開けて出してもらおうようお願いしていましたが、穴を開ける際に中身が噴出し危険ですので、スプレー缶は穴を開けずに中身を使い切って、資源ごみに出してください。



3 注射針・点滴用針は、家庭ごみとして出さないで！

在宅療養や検査などで使用した、医療用注射針と医療用注射器、点滴で使用した点滴針は家庭ごみとして処分することはできません。これらの医療用注射針と医療用注射器、点滴針は医療廃棄物となりますので処方された医療機関か医療廃棄物を取り扱う薬局に処分をお願いします。

広報ふちゅう4月号へ掲載予定の内容 いよいよスタート、新しいごみの分別と収集

問い合わせ先 環境整備課 (☎43-9222)